

企業の皆様へ

食の6次産業化プロデューサーキャリア段位制度の導入支援策のご案内

企業内で食の6次産業化プロデューサーキャリア段位制度に基づく評価を実施した場合、以下の施策が活用できます。これらの施策を活用しつつ、食の6次産業化プロデューサーキャリア段位制度の積極的な導入を図ってください。

①申請手数料及び研修受講費用に対する助成

【キャリア形成促進助成金、キャリアアップ助成金等】

(i) キャリア形成促進助成金

社員の申出に基づき、企業が食の6次産業化プロデューサーレベル認定に係る手数料を負担する場合や、レベル認定の取得に至る過程で必要となる事業外訓練（OFF-JT）に要する費用（入学料、受講料、教科書代等）を企業（※）が負担する場合、一定の支給要件を満たせば、下右表の助成が行われます。

※ 中小規模の事業主に限る。ただし、特定被災区域に該当する事業主については大企業も対象となる。

レベル認定に係る手数料	
レベル1	5,400 円
レベル2	16,200 円
レベル3	19,440 円
レベル4,5	32,400 円

助成内容	
賃金助成（訓練を受講時間に対して支払った賃金）	経費助成（レベル認定申請または訓練に要した経費）
職員1人 1時間当たり 800円	助成率 1/2

(ii) キャリアアップ助成金

有期契約労働者等（※）に対して、食の6次産業化プロデューサーキャリア段位制度を活用した一般職業訓練（OFF-JT）を実施する企業に対して、一定の支給要件を満たせば、右表の助成が行われます。

助成内容	
賃金助成	経費助成
職員1人 1時間当たり 800円 〔500円〕	職員 1人当たり 20万円を上限 〔15万円〕

注：〔 〕内は、大企業の場合

※ 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者（正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含む）

②評価・処遇（キャリアパス）制度の導入、研修体系制度の導入に対する助成 【中小企業労働環境向上助成金】

企業（※）が、食の6次産業化プロデューサーキャリア段位制度を活用した評価・処遇制度（キャリアパス）または研修体系制度を導入し、適切に実施した場合に、それぞれ40万円または30万円が支給されます。

※ 中小規模の事業者かつ重点分野等（健康・環境・農林漁業分野等）の関連事業者に限る。

例：農林漁業、電気業、情報通信業、運輸・郵便業、廃棄物処理業、医療・福祉など

③ジョブ・カードと併せた活用

食の6次産業化プロデューサーキャリア段位制度を活用した職業訓練（OFF-JT）を行った場合に、当該訓練（OFF-JT）の評価結果と併せてジョブ・カードを活用することも可能です。

※ ①～②の詳細な内容や助成金の申請方法等は、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください。